

●「特段の事情」に該当するもの

【親族訪問①（日本人の配偶者または子の場合）】

- ①査証申請書（[英語](#)／[韓国語](#)）
- ②写真 1 枚（6 ヶ月以内に撮影されたもの。縦 45mm×横 35mm。頭頂から顎までが概ね 34mm）
- ③旅券及び身分事項頁の写し
- ④住民登録謄（抄）本、または住民登録証の両面の写し（韓国以外の国籍の方は、外国人登録証の両面の写し）
- ⑤日本人配偶者からの申請理由書、または招聘理由書（何れも書式任意、滞在期間を明記）
- ⑥日本人配偶者の外国人登録証（日本人配偶者が韓国に滞在している場合のみ）
- ⑦戸籍謄本
- ⑧婚姻関係証明書、または家族関係証明書
- ⑨必要に応じ、その他渡航目的を証する書類

（注）長期滞在目的の渡航の場合には、原則として「在留資格認定証明書」が必要となります。

【親族訪問②（永住者・定住者の配偶者または子の場合）】

- ①査証申請書（[英語](#)／[韓国語](#)）
- ②写真 1 枚（6 ヶ月以内に撮影されたもの。縦 45mm×横 35mm。頭頂から顎までが概ね 34mm）
- ③旅券及び身分事項頁の写し
- ④住民登録謄（抄）本、または住民登録証の両面の写し（韓国以外の国籍の方は、外国人登録証の両面の写し）
- ⑤招聘理由書（書式任意、滞在期間を明記）
- ⑥家族関係を証する書類（家族関係証明書等）
- ⑦日本に滞在している永住者・定住者の在留カード
- ⑧必要に応じ、その他渡航目的を証する書類

（注）長期滞在目的の渡航の場合には、原則として「在留資格認定証明書」が必要となります。

【親族訪問③（上記以外の親族訪問の場合）】

※配偶者、血族・姻族 3 親等内の方の訪問。

- ①査証申請書（[英語](#)／[韓国語](#)）
- ②写真 1 枚（6 ヶ月以内に撮影されたもの。縦 45mm×横 35mm。頭頂から顎までが概ね 34mm）
- ③旅券及び身分事項頁の写し
- ④住民登録謄（抄）本、または住民登録証の両面の写し（韓国以外の国籍の方は、外国人登録証の両面の写し）
- ⑤誓約事項（[日本語](#)、[英語](#)）を添付した招聘理由書（[日本語](#)、[英語](#)）
- ⑥親族関係を証する書類（戸籍謄本、家族関係証明書等）
- ⑦日本に滞在している親族の在留カード
- ⑧必要に応じ、その他渡航目的を証する書類

【知人訪問】

※親族に準ずる関係が認められる方（婚約者、事実婚関係にある方）、訪日の必要性があると認められる方（結婚式や葬儀に参列する方、病気の知人を訪問する方）。

- ①査証申請書（[英語](#)／[韓国語](#)）
- ②写真1枚（6ヶ月以内に撮影されたもの。縦45mm×横35mm。頭頂から顎までが概ね34mm）
- ③旅券及び身分事項頁の写し
- ④住民登録謄（抄）本、または住民登録証の両面の写し（韓国以外の国籍の方は、外国人登録証の両面の写し）
- ⑤誓約事項（[日本語](#)、[英語](#)）を添付した招聘理由書（[日本語](#)、[英語](#)）（知り合った経緯やこれまでの交際の経緯についてもご記入ください）
- ⑥知人関係を証する書類（写真、メール、手紙等）
- ⑦日本に滞在している知人の身分を証する書類（運転免許証、旅券、外国人の場合は在留カード等）
- ⑧訪日目的を証する書類（結婚式や葬儀の案内状、診断書等）（親族に準ずる関係が認められる方以外の場合のみ）